玉 ず

納められないときは保険料を

5040円です。 「保険料」といいます)は、月額1万 月分までの国民年金保険料(以下 平成25年4月分から平成26年3

納付が「免除」または「猶予」される 人のために、申請により保険料のり、保険料を納めることが困難な 制度があります 経済的な事情や災害などによ

保険料の免除制度

れる場合があります。 困難な人は、特例で免除を受けらも、退職(失業)などにより納付がた、免除の所得基準を超えていて 分の3免除、半額(2分の1)免除、 4分の1免除が適用されます。ま -の場合、申請により全額免除、4、れもの前年の所得が一定基準以本人、本人の配偶者、世帯主のい

若年者納付猶予制度

未満の人は、申請により保険料の得が一定基準以下の20歳以上30歳かわらず、本人、本人の配偶者の所の居している世帯主の所得にか 納付が猶予されます。 の歳所か

学生納付特例制度

生は、申請により保険料の納付本人の所得が一定基準以下の 猶予されます。 が学

納付猶予制度 保険料の免除制度および若年者

申請の受付期間

年度分(平成25年7月分から平成期限は7月31日です。また、平成25から平成25年6月分まで)の申請平成24年度分(平成24年7月分

▼学生納付特例制度 けています。 の申請も受け付 から平成26年3月分まで)の申請平成25年度分(平成25年4月分 平成25年度分(平 4月1日より受け付けて 1

手

No.173

は、

利用しましょう追納を

きに比べ減額になります 受け取る年金額は全額納付したと 受給資格期間に算入されますが た期間は、年金を受け取るため ただし、免除や猶予 保険料の免除や納付猶予を受け \mathcal{O}

を利用すれば将来満額の年金を受付)することができます。この制度期間ならば、追納(さかのぼって納 ※過去3年度より前の保険料を追け取ることができます。 けた期間の保険料は、10年以内の の承認を受

納する場合は、当時の保険料のほ かに一定の加算額が生じます

忘れずに納めましょう保険料を

障がい基礎年金や遺族基礎年金を の免除や猶予を受けず、保険料がて支え合う制度です。また、保険料 受給できない場合があります。 未納の状態で、障が の全ての人が加入し、世代 いった不慮の事態が発生すると、 や死亡と を超え

保険料を納めましょう 免除制度などを上手に活用し、

- ●本庁国保医療課【問い合わせ・申請】
- 24 24 1 内線263)
- 228、東和542-211 (大迫☎48・2111内線・各総合支所国保こども係 線221) 2、石鳥谷四45-21 · 1 内 内線 4
- (☎23-3351)
 花巻年金事務所

国民年金は、20歳から60歳まで

小学生の医療費を助成 します

医療費助成事業」を10月1日から加え、小学生を対象とした「小学生ている「乳幼児医療費助成事業」に小学校就学前の児童に対して行っ小学校就学前の児童に対して行っ 開始します。

■対象者

▽種子を付ける前に抜き取る

は次のとおりです。

協力ください。駆除のポイント

庭などで見掛けたら駆除にご

特定外来生物(アレチウリ)

の駆除にご協力を

日から12歳に達する日以後の最初歳に達する日以後の最初の4月1市内に住所を有する小学生(6

※重度心身障害者医療費の3月31日まで)。 る方は除きます保護など、他に助成を受けてい保護など、他に助成を受けてい親家庭医療費の助成制度、生活 やひと

(写真①)アレチウリ

※特定外来生物とは

(写真②)オオハンゴンソウ

で数年間続ける

 ∇ ∇

アレチウリが現れなくなるま1年に数回抜き取る

小さ

いうちに抜き取る

■扶養親族等の数と所得 限度額	
扶養親族 等の数	所得額限度
0人	2,720千円
1人	3,100千円
2人	3,480千円
3人	3,860千円
リア 仕兼知佐竿の粉が1	

以下、沃養親族等の数が1 人増えるごとに380千円が

■扶養親族等の数と所得 限度額	
夫養親族 等の数	所得額限度
0人	2,720千円
1人	3, 100千円
2人	3,480千円
3人	3,860千円
以下、扶養	親族等の数が1

【問い合わせ】 本庁生活環境課(☎24 内線265) 2 1

どにも影響が出る可能性があ物と共生している昆虫や動物

な 植

チウ ij

は北米原産で、

ゥ

せたりします。その結果、その

費助成制度と同じ基準です)。

期があり、花は8月下旬から咲ろから10月ごろまで芽生えの時リ科の一年生草本です。5月ご

年生草本です。5月ご

下旬には果実が熟し始め、種子き始め、10月まで続きます。9月

を付け、冬には枯れます。

1500円、入院5000円を機関ごとひと月につき、入院外機関ごとひと月につき、入院外 象とならない費用は除きます。助種、健康診断などの医療保険の対す。入院時食事代、文書料、予防接 成する金額は次のとおりです。 (登録口座に振り込み)する事業での一部負担金について、後日、助成医療機関などに支払った医療費

場合は、医療費の一部負担金全額・保護者の方が市民税非課税である控除した額

影響を与えています。が進み、在来植物の生育などにかリやオオハンゴンソウの繁茂ウリやオオハンゴンソウの繁茂

物に被害を与えたりするもの物に被害を与えたり、農作物)のうち、その地域の自然環境から持ち込まれた生物(外来生から持ち込まれた生物の地域

にもともと生えていた植物に覆

です。
律」により指定されているもの等に係る被害の防止に関する法

で、「特定外来生物による生態系

の対象外となります(乳幼児医療の限度額を超えている場合は助成保護者の方の所得が、左記の表■所得制限

療成表

かぶさって枯らしたり、弱ら

特にアレチウリは、その場所

医療費受給者証の交付申請が必要助成を受けるためには、小学生■申請手続き 必要事項を記載のうえ、申請書を 初旬に保護者の方に送付します。 です。申請書と返信用封筒を、8月 してください。

【問い合わせ】 1内線533·534) 本庁国保医療課(524-21